



沓澤教育長



佐藤委員

教育委員会教育長・委員の任命

9月30日の任期満了に伴い、和寒町長は教育長に沓澤昭一さん（北町）を再任、新しい委員に佐藤香苗さん（大成）を任命しました。任期は教育長が3年、委員は4年となります。

13年9ヶ月にわたり委員を務められた和久充氏は退任されました。

北海道町村教育委員会 連合会功労者表彰を受賞

北海道町村教育委員会連合会から長年のご活躍に対して吉田隆宏さん（西町）へ功労者表彰が贈られました。

吉田さんは、平成20年10月から教育委員会委員として長きにわたり和寒町の教育行政にご尽力され、その功績が認められ表彰されたものです。



年 金 あ れ こ れ

～免除された国民年金保険料は追納できます～

◎追納によって、もらえる年金を増やすことができます。

老齢基礎年金の年金額を計算する際に、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べてもらえる年金の額が少なくなってしまう。

しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。また、追納した保険料は、社会保険料控除により所得税や住民税が軽減されます。

過去に国民年金保険料の免除制度や、若年者納付猶予制度等を利用されていた方については、将来もらえる年金を増やすためにも、追納をお勧めします。

◎追納を行う場合は、申し込みが必要です。

最寄りの年金事務所で申し込みを行っていただきます。その後、厚生労働大臣の承認を受けたうえで、納付書がお手元に届きますので、その納付書でお支払いしていただきます。（口座振替ならびにクレジット納付はできません）。



◎追納に関する注意事項

- ①追納が出来るのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています。
- ②承認等をされた期間のうち、原則古い期間からの納付となります。
- ③保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされますので、お早めの追納をお勧めします。

■お問い合わせ：旭川年金事務所 TEL 0166-27-1611
または住民課お客さま窓口係 TEL 32-2500